

Reach

2021.
Summer
No. 5

CONTENTS

- 進化する保険薬局 ■ 時代の変化を先取りした保険薬局の「あるべき姿」を常に実現 ファーマライズ株式会社 …… 01
- 保険薬局を核とした地域貢献への取り組み
 - 地域住民に対する積極的な健康サポート
 - 薬剤師の専門性を高める人材育成
- 連 載 ■ 薬剤師の法的パラダイム(第5回) 改正個人情報保護法をめぐって② ～薬局での対応～ …… 08

創業以来、在宅医療や地域医療への貢献にこだわり、 時代の変化を先取りした保険薬局の「あるべき姿」を常に実現

1984年の創業以来、在宅医療やセルフメディケーションの推進などを通じ、健康サポート薬局として地域医療への貢献を果たしてきたファーマライズ株式会社(以下、ファーマライズ)。2020年には日本で初めてとなる「都市部での在宅医療におけるオンライン服薬指導」を導入した。保険薬局を取り巻く環境が変化する中で、時代を先取りした同社の薬局事業における取り組みの実際や、高度な専門性を有する薬剤師の育成策などについて紹介する。



在宅医療やセルフメディケーションを通じた 地域医療への貢献

保険薬局事業を中心として1984年に創業されたファーマライズは、1987年に東京都文京区湯島で第1号店を出店。現在では北海道から沖縄県まで全国で事業を展開し、グループ全体で343店舗(保険薬局295店舗)の薬局を運営する企業へと成長を続けている。

同社の社是は「パーフェクト(完璧)」。薬剤のプロフェッショナルとしてすべての人へのパーフェクトな地域医療提供を目指す「We do perfect」を企業理念とし、健康サポート薬局として在宅医療やセルフメディケーションの推進などに注力している。この「地域医療への貢献」に対する想いについて、同社で代表取締役社長を務める松浦恵子氏(以下、松浦氏)に伺った。

「1987年の第1号店出店時から、当社では在宅医療を志向した取り組みを続けています。1987年といえば、まだ医薬分業による院外処方本格化する前の時代であり、この頃から在宅医療を意識して事業展開していた保険薬

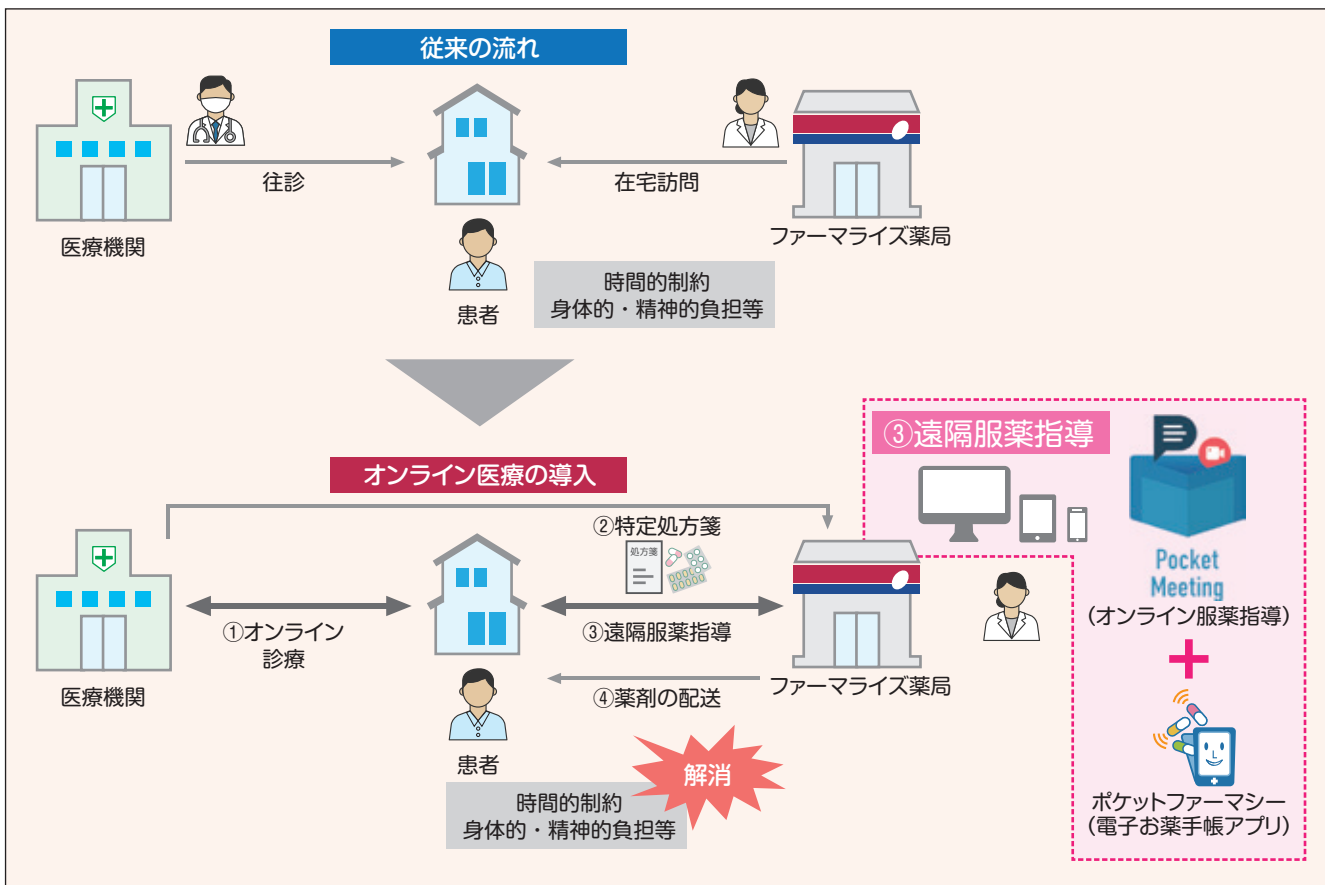
局は少ないのではないかと考えています。近年、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援などが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの必要性が高まっています。当社の薬剤師は、この地域包括ケアシステムの一員として医師や看護師、介護スタッフなどの多職種と連携し、在宅医療に積極的に取り組んでいます」。

また、定期的な健康相談や健康イベントの開催などを通じ、地域住民のセルフメディケーションに貢献していくことも目指し活動しているという同社。そのためには、地域における身近な存在として薬局を利用していただけ必要があるという。「処方箋がなくても気軽に相談に来てもらえるような環境作り」にも積極的に取り組んでいる。



ファーマライズ株式会社
代表取締役社長
松浦 恵子 氏

図2 都市部での在宅オンライン服薬指導のイメージ



り組んでいくつもりです」。

同社のように、従来から地域医療に力を入れてきた保険薬局にとって、この薬局認定制度は追い風となることが考えられ、さらに地域で選ばれる保険薬局としての飛躍が期待されている。

保険薬局を核とした地域貢献への取り組み

日本初となる、都市部での在宅患者さんに対するオンライン服薬指導を実施

近年、在宅医療を受ける患者さんが増加していることにもない、チーム医療の一員としての薬剤師による在宅医療支援の必要性が高まっている。1994年に保険点数化される以前から在宅医療に積極的に取り組んでいるファーマライズでは、2020年1月から日本初となる「都市部で在宅医療を受けている患者さんに対するオンライン服薬指導」を実施しているという。

具体的には国家戦略特区である千葉市にて、ファーマライズ薬局美浜店が千葉市内の医療機関と連携し、在宅医療の患者さんを対象としたオンライン服薬指導を行っている。

これまで、往診などの在宅医療を受けた患者さんであっても、医薬品が処方される際には薬剤師による対面に

による服薬指導が義務付けられていた。オンライン服薬指導は、オンライン診療によって発行された処方箋に対して薬剤師が遠隔で服薬指導を行うもので、薬剤は薬局から配送されることになる(図2)。この在宅患者さんへのオンライン服薬指導は、患者さんや家族の大幅な負担軽減につながり、特に最近の新型コロナウイルス感染症拡大時には、大変意義のある取り組みとなっているようだ。

都市部での在宅患者さんにオンライン服薬指導の実施について、松浦氏はその意義を語る。

「まず、患者さんの希望に沿った日時でオンラインでの服薬指導が可能であり、患者さんの身体的負担および精神的負担の軽減にもつながります。また、在宅医療では多職種間のカンファレンスが重要です。オンライン服薬指導の仕組みは、ファーマライズグループの株式会社ミュートスが開発した、オンライン服薬指導システム『ポケットミーティング』を利用していますが、このシステムにオンラインカンファレンスの仕組みを実装し、オンラインでの医療機関等との情報連携を可能とすることで、多職種が参加できる機会が拡大できるようにしています。さらに、このシステムは電子お薬手帳『ポケットファーマシー』とも連動していて、事前の薬剤の情報提供、服薬指導時のお薬手帳の確認、必要に応じたフォローアップ等ができるようになっています。加えて、私たち薬局側にもメリットがあり、在宅訪問時間の削減、患者さんの店舗での待ち時間の短縮、時間外労働の削減などの効果が期待でき、薬剤師の働き方改革にも大きく貢献します」。

写真1 推奨ジェネリック医薬品リスト(表紙抜粋)



写真2 座りカウンター



在宅オンライン服薬指導は、患者さんや家族の負担軽減や薬剤師の地域医療および在宅医療への関与の促進・貢献などにつながり、さらには少子高齢化社会の課題解決など、社会的にも大変意義深い取り組みとして期待されている。

地域の健康拠点となる保険薬局を目指した様々な取り組み

ファーマライズでは、地域の健康拠点となるための努力を惜しまない。この実現に向け、様々な取り組みが行われている。

●かかりつけ薬剤師制度

例えば、対物業務から対人業務への移行が求められる保険薬局においては、患者さん毎に専属の薬剤師が付き服薬管理を行う「かかりつけ薬剤師制度」が設けられており、同社でもこれに対応した一人ひとりの患者さんへのきめ細やかなケアを行っている。なお、同社におけるかかりつけ薬剤師の同意書枚数は、累計で8万2,000枚を超えているという(2020年11月末時点)。

●ジェネリック医薬品の信頼性確保

また、最近では多くのジェネリック医薬品が普及し処方されているが、同社では「推奨ジェネリック医薬品リスト」を作成。剤型や規格、製剤工夫、添加物、安定性、包装、製剤の大きさなど、信頼できる医薬品のみを提供する取り組みも行っている(写真1)。

写真3 薬局新聞



写真4 服薬支援ロボ



●クラウド上の「ポケットファーマシー」

前述(P3)の電子お薬手帳「ポケットファーマシー」の活用にも、全社を挙げて取り組んでいる。パソコンやスマートフォンなどのデジタル端末からいつでも閲覧できる「ポケットファーマシー」は、患者さんの処方内容などがクラウド上に保管されることにより、旅先や災害時など時や場所を選ばずにアクセスすることが可能で、急な診察時にも安心して使用することができる。

●快適な店舗設計

店舗においても様々なサービスを提供している。保険薬局の多くはカウンター越しに立って服薬指導が行われているが、より細やかで丁寧な服薬指導を実現するため、ファーマライズの薬局には、患者さんが腰かけられる「座りカウンター」が設置されている(写真2)。

●薬局新聞による健康情報発信

一方、地域住民に対して定期的に健康情報を提供するために、「薬局新聞」も毎月発行している。健康増進への啓発を促すような幅広い内容が盛り込まれており、たとえば2021年5月号では、「薬の服用時間」に関する情報や、高血圧を予防するための野菜ジュースで作る「ミネストローネのレシピ」などが紹介されており、地域住民からの評判は良好のようだ(写真3)。

●「服薬支援ロボ」の活用

特に在宅医療を受ける高齢患者さんの支援にも力を入れているという(写真4)。高齢患者さんは1回に服用する

薬剤の種類や量が増える傾向にあり、また複数の医療機関から薬剤が処方されるケースも多く、過剰な服用や飲み忘れ、飲み間違いなどのリスクが高まっている。さらに、介護者や薬剤師は人手不足のため、服薬管理の負担も増える傾向にある。服薬支援ロボは設定時間になると音声案内と画面表示で服薬を告知し、ボタンを押すと1回分のピルケースだけを取り出せる装置で、薬剤師が専用のピルケースを補充することで、服薬を適切に管理することができる。これを活用することにより、同社は付加価値の高いサービスを提供するかかりつけ薬局として高く評価されている。

新型コロナウイルス感染症流行下の対応① 店舗

2020年4月10日に発出された厚生労働省からの事務連絡で、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ時限的・特例的な方法として、医師による電話などの診察を受けた場合、薬局において電話や情報通信機器による服薬指導および薬剤の配送が可能となる措置がとられた。これを受け、全店舗においてFAX処方箋などによる調剤や電話などでの服薬指導、薬剤配送の対応を実施しているという。

地域住民に対する積極的な健康サポート

地域で認知症を早期に発見する取り組み

同社ではセルフメディケーションによる予防対策と同時に、疾患を早期発見することで早期からの治療介入を促し、疾患の重症化を防ぐという取り組みにも力を入れている。

この一環として、健康フェアなどの健康イベントを全国各地で定期的で開催しているという。特に、認知症の早期発見の重要性やその具体的な取り組みについて、松浦氏は次のように語る。

「早期に認知症を発見して治療を始めることで、病態の進展を防ぎ、認知機能が改善する可能性もあります。また、認知症の初期症状の1つに嗅覚の衰えがあることが知られています。特にアルツハイマー型の認知症では、海馬が萎縮し記憶障害が起こるよりも前に嗅神経の機能が低下することがわかっています。そこで、私たちは地域での健康イベントなどを通じて、嗅覚検査キットを用いた認知症の兆候発見に努めています。ここで認知症の兆候が認められた場合は、できるだけ早い段階で医師の診察を受けることを勧めるようにしています」。

また、同社では認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする支援者として“認知症サポーター”が活躍している。全社員が認知症サポーター養成講座を受講し、毎年の新入社員導入研修でも教育を行い、新入社員全員が認

知症サポーターを取得する取り組みも行っている。

さらに、全国展開するかかりつけ薬局では、日常的に患者さんやその家族と接する機会が多くある。処方された薬剤の服薬指導や日頃の健康相談などの機会を活用し、患者さんの言動の変化や家族からの聞き取りなどから、認知症を早期に気づくこともあるという。このような場合も、患者さんやその家族に受診を勧めたり、かかりつけ医や地域包括ケアシステムに関与する多職種と連携したりするなど、地域における日常的な「見守り」を実現させている。

ヘルシーアドバイザーと生活習慣病の予防に 取り組む独自の「継続支援プログラム」

もう1つユニークな取り組みとして、生活習慣病の予防につながる独自のプログラムを展開している。これが、「ヘルシーライフアドバイザー制度」と「継続支援プログラム」だ。

同社グループの薬剤師および登録販売者に対して、セルフメディケーションや生活習慣病の予防などに関する研修や試験を実施し、社内認定資格である「ヘルシーライフアドバイザー」を養成(図3)。このヘルシーライフアドバイザーが中心となり、地域住民に対する継続的な健康フォローを行うイベントを実施することで、地域住民の骨粗鬆症や糖尿病などの生活習慣病の進行予防と健康寿命の延伸に取り組んでいる。なお、現在は約700名(薬剤師約500名、登録販売者約200名)の社員が社内の認定試験に合格し、ヘルシーライフアドバイザーとして全国で活躍しているという。

そして、ヘルシーライフアドバイザーは、同社が開発した「継続支援プログラム」を活用して、地域住民一人ひとりの生活スタイルに合わせた健康支援プログラムを提案している。

調剤部門の部長を務める田村浩氏に、骨粗鬆症に関する具体的な継続支援プログラムの流れについて伺った。

「まず、地域で開催される健康イベントで健康相談や骨密度の測定を行い、この骨密度測定の結果を見てヘル

図3 ヘルシーライフアドバイザー(独自社内認定制度)の認定書と認定シール

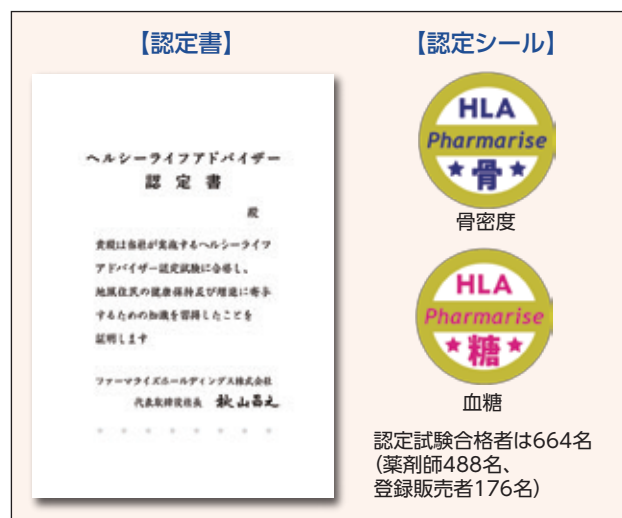
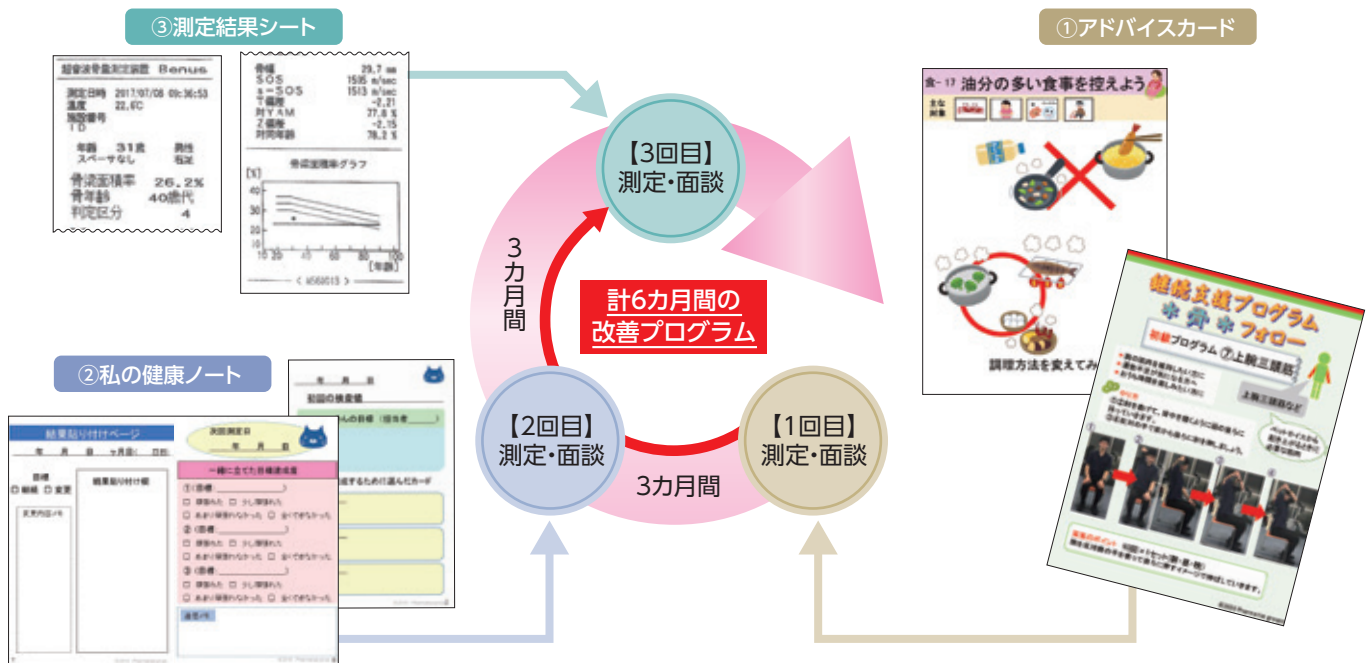


図4 継続支援プログラムの流れ



シーライフアドバイザーが健康アドバイスを行います。

次に、当社が実施する有料の継続支援プログラムについて説明して、参加者を募ります。参加者に対しては、最初に生活習慣や食生活などについての聞き取りを行い、「アドバイスカード」(図4①)を使って個々の健康支援策を提案します。そして、参加者は健康支援策の目標を「私の健康ノート」(図4②)に記載してプログラムがスタートします。このプログラムは1回の測定で終わることがないことが特徴で、薬局をあげて長期的にサポートすることで参加者の行動変容を促し、生活習慣を改善することを目的としています。期間は6カ月1サイクルで、0カ月、3カ月後、6カ月後の計3回の測定(図4③)と面談を行い、参加者一人ひとりに合わせた健康改善プログラムを提案しています(図4)。

なお、測定値が基準値を下回る場合は、医療機関への受診勧奨となるという。生活習慣の改善に向けて参加

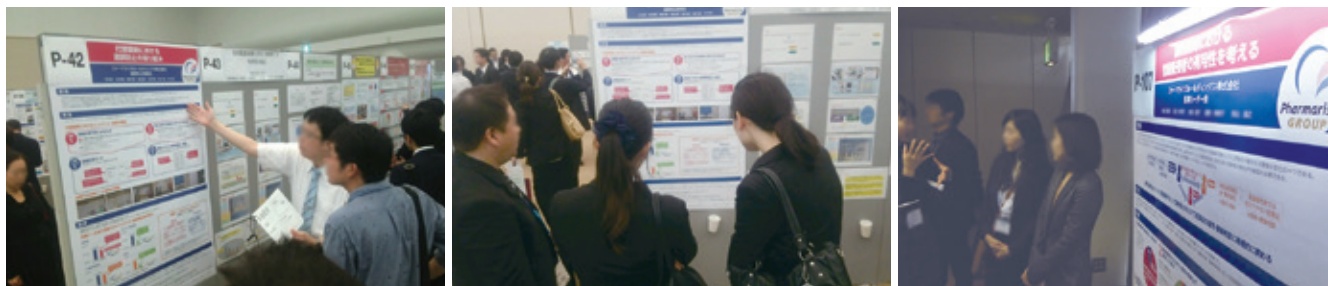
者とヘルシーライフアドバイザーと一緒に1つのゴールに向かうという、この独自の継続支援プログラムにより、参加者の行動変容を促すことが可能になると田村氏は実績に裏付けられる成果を語る。

新型コロナウイルス感染症流行下の対応② 地域

新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより、全国各地で健康イベントなどの中止が余儀なくされ、地域住民の健康チェックの機会が減少している。同社では、感染者数減少のタイミングに合わせ、一部の店舗でステイホームに焦点を当てた血圧測定器や歯周病対策グッズなどの販促キャンペーンや、骨密度測定イベントなどの健康イベントを実施している。さらに、オンラインによる健康イベントの開催を企画・実施しているという。

写真5 社内学術大会(2019年)





薬剤師の専門性を高める 人材育成

高度専門医療に携わる専門薬剤師の育成を 充実した社内のプログラムで支援

地域医療に貢献するかかりつけ薬局に従事する薬剤師や医療事務スタッフの人材育成にも力を入れているという同社。前述の「目指す薬剤師」への挑戦でもある。

関連した認定資格としては、「かかりつけ薬剤師」、「外来がん治療認定薬剤師」、「緩和薬物療法認定薬剤師」、「健康サポート薬剤師」、「認知症研修認定薬剤師」、「漢方薬・生薬認定薬剤師」、「公認スポーツファーマシスト」、「アロマセラピー検定1級」、「ヘルシーライフアドバイザー」などがある。これらの資格取得を全社でサポートし、これをバックアップする体制も充実させている。

また、前述のように2021年8月からは医療機関と連携して専門的な薬学管理を行う専門医療機関連携薬局の認定が始まる。そこにはがんの専門性の認定を受けた薬剤師の存在が必要となる。実務経験5年以上の薬剤師ががん領域の講習または研修60単位以上の履修を行い、外来がん患者さんサポート事例10例以上を提出、そして認定試験に合格するなど、外来がん治療認定薬剤師資格取得のハードルは決して低くない。ファーマライズでは、これまでがん診療連携拠点病院の研修に参加する「専門薬剤師の育成プログラム」を実施してきており、外来がん治療認定薬剤師の育成には注力してきたという。

様々な専門性を有する資格の取得を会社を挙げて推進することで、高度専門医療に力を発揮するかかりつけ薬剤師または医療スタッフとしての活躍が実現している。

社内外における学術研究・学会発表を通して 薬剤師のさらなる専門性向上を目指す

ファーマライズでは研修体制にも力を入れており、社内学術大会の開催や外部学術学会への参加などを通じて、プロフェッショナルな薬剤師として活躍できる人づくりを積極的に支援している。

●社内学術大会

全国から薬剤師が一堂に集まり、研究成果について発表し合う社内学術大会は、企画から運営をすべて社員だけで行うことにより、自主性を養い発表経験を積み重ねる貴重な場となっている。2年に1回の頻度で開催されるこの社内学術大会は、前身の湯島勉強会から数えると159回、学術大会となってからは10回開催されており、同社の歴史ある伝統行事だ(写真5)。

●社外学会発表

さらに、外部学術学会などにおいて多くの発表実績もある(写真6)。日本薬剤師会学術大会、日本在宅薬学会学術大会、日本緩和医療薬学会、日本プライマリ・ケア連合学会学術大会、日本臨床腫瘍薬学会学術大会、日本薬局学会学術総会、日本医療薬学会など、その活動範囲は幅広い。

●大学との共同研究

加えて、研究活動にも力を入れており、その一環として大学との共同研究なども実施している。たとえば、東邦大学薬学部地域医療薬学研究室とは、保険薬局におけるプレボイドやトレーシングレポート(服薬情報提供書)の取り組みについての共同研究を行い、その成果は日本薬局学会などで報告されている。また、トレーシングレポートなどの保険薬局の日常的な業務課題が共同研究のテーマとされていることも興味深い。

これら社内外の学術研究に対する積極的な取り組みからも、高度な専門性を持つ薬剤師のキャリア育成を目指すファーマライズの企業姿勢の一端が伺える。

プロフェッショナルとして、すべての人へのパーフェクトな地域医療提供を目指すファーマライズ。同社の事業活動は「We do perfect」をまさに具現化するものだ。「perfect」に向かう様々な試行と実践が繰り返される中、確実に地域に根差し不可欠な存在として認知され、同社はさらなる前進を続けている。

ファーマライズ株式会社 ●Profile Data

- 創業:1984年6月
- 本社:東京都中野区中央1丁目38-1 住友中野坂上ビル8F
- 従業員数:1,629名(2021年5月末現在)
- 主な事業:全国で調剤薬局、ドラッグストア等を運営



薬剤師として知っておくべき、おさえておきたい法律を紹介します。
日常業務において、薬剤師がどのように行動すべきかを考えます。



薬剤師・弁護士
赤羽根 秀宜

改正個人情報保護法をめぐって② ～薬局での対応～

質問

平成29年の「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)の改正によって、取り扱う個人情報が5,000人以下の薬局であっても適用になったと聞いています。また、近年、個人情報の取り扱いについては注意を要すると考えています。改めて、平成29年の法改正の内容も踏まえて薬局での個人情報の取り扱いの注意点について教えてください

ご質問のとおり、平成29年の個人情報保護法の改正によって、取り扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者も法の適用になり、これは薬局も例外ではありません。このような薬局を含めた全ての薬局において、この法改正も含めて、個人情報の取り扱いは重要になってきていると考えられます。薬局での個人情報の取り扱いの注意点を述べてみます。

1. 個人情報

個人情報は、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものが該当しますが、それ以外にも、平成29年改正で加わった個人識別符号も個人情報である点に注意が必要です。個人識別符号は単体で個人を識別できる物として政令で定められるもので、例えば、DNA、指紋認識データ、顔認識データ、運転免許証番号等があり、薬局で扱う健康保険証の番号も含まれることになります。

2. 薬局内掲示

個人情報は、本人から同意を得た場合以外は、原則、特定された利用目的以外の利用や第三者提供は行えません。もっとも、薬局においては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(個人情報保護委員会 厚生労働省。以下「ガイダンス」)において、院内掲示等によって利用目的が明示されている場合には、その利用目的の範囲内において第三者提供も含めて黙示の同意が得られていると考えられるとしています。そのため、薬局内掲示に記載されている利用目的の範囲で個人情報は利用できますが、それ以外では、法令に基づく場合等の例外にあたる限り、個人情報を使えないこととなります。薬局内掲示の内容は改めて確認しておくことは重要です。

なお、「医療に必要な範囲」であれば黙示の同意がなされていると認められるとされているため、医療とは別の目的で情報を利用をする場合には、薬局内掲示とは別に同意を得る必要があります。また、「明示的に留保がない場合」とされているため、第三者提供等を個別に拒否された場合には、同意の撤回があったものとして取り扱わなければならないことも注意を要します。

一般的な院内掲示には、職場や学校、保険会社からの問い合わせに答える等の記載はないでしょうし、医療目的の利用ともいえないため、そのような第三者からの問い合わせに回答する場合には本人の同意が必要となります。

3. 要配慮個人情報

要配慮個人情報は「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」であり、平

成29年の法改正で新たに定められました。薬局等で扱う情報等の要配慮個人情報については、「病院、診療所、薬局、その他の医療を提供する施設において調剤の過程で患者の身体の状態、病状、治療状況等について、薬剤師(医師又は歯科医師が自己の処方箋により自ら調剤する場合を含む。)が知り得た情報全てを指し、調剤録、薬剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。また、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。」「(「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」個人情報保護委員会)とされています。薬局で扱う情報の多くは要配慮個人情報に該当するという認識を持っておく必要があります。

この要配慮個人情報については、原則同意を得ずに取得することの禁止、オプトアウトによる第三者提供の禁止が定められています。薬局等においても、要配慮個人情報を取得する場合には、患者からの同意が必要になりますが、「ガイダンス」において、本人から直接取得する場合などには同意があると解される等としており、改めて明確な同意を得なくてもいいような配慮がなされています。

4. 匿名加工情報

匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のことをいい、これも平成29年改正で新設されました。匿名加工情報への加工は一定の基準に従う必要があります。匿名加工情報は、提供する方法等を公表すること等、一定のルールに従うことによって、利用目的の特定や第三者提供時の本人の同意なくして利用することが可能です。匿名加工情報におけるルールを明確にすることで情報の利活用が促進されることとなっています。

なお、学会等で扱う統計データは、一般的には特定の個人との対応関係が排斥されていますので、そのような統計データであれば匿名加工情報には該当しませんので、個人情報保護法の適用はありません。

5. 開示請求

薬局で管理される薬歴は、個人データにあたると思われるため、患者から開示の請求があれば、原則、開示しなければなりません。場合によっては、全部または一部を非開示とすることはできますが、開示請求がされる可能性があることを踏まえて薬歴を残しておく必要もあるでしょう。

6. 最後に

薬局における個人情報の取り扱いの主な要点を解説しましたが、それ以外にも注意を要することがありますので、「ガイダンス」を一度は確認しておくことをお勧めします。なお、2020年6月にさらに個人情報保護法が改正されていますので、その対応も検討しておく必要があるでしょう(施行は一部を除き、公布後2年以内とされています)。

赤羽根 秀宜
あかばね ひでのり

1975年生まれ。97年、帝京大学薬学部卒。約10年間、調剤薬局で実務経験を積む。2005年、東海大学法科大学院入学。08年、同大学院卒業。新司法試験合格。09年、最高裁の司法修習を終了。第二東京弁護士会に登録。中外合同法律事務所に入所。